

○財務省告示第六十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十一年二月二十日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年三月十日
 財務大臣 与謝野 馨

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（四十年）（第一回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で千九百九十八億円のうち、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千四百四十二億四千六百十五万円、同法第四十七条の規定に基づき、額面金額で五百

七	八	九	十	十
払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行価格
額	金額	位	日	格

五十五億五千三百八十五万円
 二千九百九十一億六十八万円
 五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成二十一年二月二十日

額面金額百円につき百九円六十

六銭・四パーセント

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額 $\times \frac{24}{100} \times \frac{153}{365}$

(一) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人

十四 初期利子

が適用を受ける所得税の税率
を乗じた金額）を控除すること
ができる。
平成二十一年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 24}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十六 償還期限

平成六十年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年二月二十日